

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]										
第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表7 (略) 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表7 (略) 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの										
地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
				通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード					通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)														
アジア地方	(略)														
オセアニア地方	(略)														
南・北アメリカ地方	(略)														
アジア地方	(略)														
オセアニア地方	(略)														

ヨーロッパ地方	(略)					
	トルコ共和国	TT Mobil İletişim Hizmetleri A.Ş.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
	(略)					
	モルドバ共和国	(略)				
		Moldtelecom S.A	6	-	A ● ★	○
(略)						
リヒテンシュタイン公国	Salt (Liechtenstein) AG	5	-	A ● ★	○	
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	エスワティニ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

ヨーロッパ地方	(略)					
	トルコ共和国	AVEA İletişim Hizmetleri A.Ş.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
	(略)					
	モルドバ共和国	(略)				
		Moldtelecom S.A	△6	-	△A △● △★	△
(略)						
リヒテンシュタイン公国	Salt (Liechtenstein) AG	△5	-	△A △● △★	△	
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	スワジランド王国	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 26 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表9 通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボヴェルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、 <u>エスワティニ王国</u> （7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）

2 (略)

(注) (略)

別表9 通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボヴェルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、 <u>エスワティニ王国</u> （7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）

2 (略)

(注) (略)

附 則（平成 30 年 7 月 30 日経企第 1156 号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
（データ通信モードによる通信の料金等に係る特例）
- 3 当社は、X i 契約者又は第 2 種 X i ユビキタス契約者（この附則実施の日から平成 30 年 8 月 31 日までの間において、平成 30 年 7 月豪雨に伴い災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ、X i パケ・ホーダイ f o r ビジネス、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20、シェアパック 30、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10、ビジネスシェアパック 15、ビジネスシェアパック 20、ビジネスシェアパック 30 若しくはらくらくパックのうちいずれかを選択しているとき（その X i 又は X i ユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、その X i 契約者が X i データプラン、X i データプランにねん、X i データプラン 2、X i データプラン 2 にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から平成 30 年 8 月 31 日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、その X i 又は X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。
- 4 前項の規定において、X i 契約者が、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック（以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。）を選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック等の定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]										
第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの										
地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
				通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード					通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)														
アジア地方	(略)														
オセアニア地方	(略)														
南・北アメリカ地方	(略)														
アジア地方	(略)														
オセアニア地方	(略)														

ヨーロッパ地方	(略)					
	トルコ共和国	TT Mobil İletişim Hizmetleri A.Ş.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
	(略)					
	モルドバ共和国	(略)				
		Moldtelecom S.A	6	-	A ● ★	○
(略)						
リヒテンシュタイン公国	Salt (Liechtenstein) AG	5	-	A ● ★	○	
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	エスワティニ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

ヨーロッパ地方	(略)					
	トルコ共和国	AVEA İletişim Hizmetleri A.Ş.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
	(略)					
	モルドバ共和国	(略)				
		Moldtelecom S.A	△6	-	△A △● △★	△
(略)						
リヒテンシュタイン公国	Salt (Liechtenstein) AG	△5	-	△A △● △★	△	
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
	スワジランド王国	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 26 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボヴェルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、 <u>エスワティニ王国</u> （7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）

2 (略)

(注) (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボヴェルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、 <u>エスワティニ王国</u> （7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリシャス共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）

2 (略)

(注) (略)

附 則（平成 30 年 7 月 30 日経企第 1156 号）

（実施期日）

1 この附則は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3 当社は、F O M A 契約者又は第 2 種 F O M A コピキタス契約者（この附則実施の日から平成 30 年 8 月 31 日までの間において、平成 30 年 7 月豪雨に伴い災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20、シェアパック 30、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10、ビジネスシェアパック 15、ビジネスシェアパック 20、ビジネスシェアパック 30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（その F O M A 又は F O M A コピキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成 30 年 8 月 31 日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、その F O M A 又は F O M A コピキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、F O M A 契約者が、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(7)の 3 に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、 <u>エスワティニ王国</u> 、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン島

[現 行]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン島

2 (略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成 31 年 2 月 28 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則 (平成 30 年 7 月 30 日経企第 1156 号)
この改正規定は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

2 (略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成 30 年 11 月 30 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。